

組織適合性技術者認定制度委員会細則

（目的）

第1条 この規則は、認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定制度の適正な実施を図るための組織適合性技術者認定制度委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事務局）

第2条 本委員会の事務局は、日本組織適合性学会（以下「学会」という。）の事務局に置く。

（構成）

第3条 委員会の組織は次の者で構成する。

- (1) 委員長 1 名
 - (2) 副委員長 1 名
 - (3) 委員若干名
- 2 役員は次の規定により選任する。
- (1) 委員は、学会の評議員の中から学会の会長が委嘱する。ただし、委員には教育担当の理事が含まれていなければならない。
 - (2) 委員長は、学会の理事および指名理事の中から学会の会長が委嘱する。
 - (3) 副委員長は、委員の中から委員長が委嘱する。
- 3 第3条第1項の任期は2年とし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（職務）

第4条 委員会役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、委員会の会務を総轄し、委員会を代表する。委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を行う。
- (2) 委員は、本細則に定められた事項を議決する。

（業務）

第5条 委員会は、認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定制度を実施するため、以下に掲げる業務を行う。

- (1) 認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定制度履修課程の作成
- (2) 認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定試験受験申請者および更新者の資格審査
- (3) 認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定試験受験申請のための講習会
- (4) 認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定更新申請のための講習会
- (5) 認定 HLA 検査技術者認定試験受験のための実技研修会
- (6) 認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定試験および登録
- (7) 認定 HLA 検査技術者認定制度指定施設の認定資格審査および登録。
- (8) その他委員長が必要と認めた事項

（会議）

第6条 委員会は、年1回開催する。ただし、委員長が必要と認めた場合には、臨時に開催することができる。

2 委員長は、委員会を召集し、その議事を主宰する。

- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を審議することができない。ただし、やむをえない事由で委員会に出席できない場合は、他の委員に委任状を提出し審議を委任することができる。委任状提出者は、議決に関して出席者として取り扱われ、その議決権は、委任された委員が代わりに執行する。
- 4 委員会の議事は、出席者の過半数の同意をもって議決される。

(記録)

- 第7条 委員会の委員長は、議事要旨を作成し、これを5年間保管しなければならない。
- 2 議事要旨の公開について学会の会員から要請があった場合は、原則として応じなければならない。ただし、個人情報にかかわる部分は、非公開とすることができる。

(除名)

- 第8条 本委員会の目的に反する行為のあった委員は、委員会の3分の2以上の同意による議決をもって除名することができる。

(専門部会)

- 第9条 委員会は、専門事項を調査協議するために次の専門部会を置く。
- (1) 資格審査部会
 - (2) 教育部会
 - (3) 試験問題検討部会
 - (4) その他委員長が必要と認めた専門部会
- 2 各専門部会の部会長は、委員会の委員の中から委員長が委嘱する。ただし、教育部会の部会長は学会の教育担当の理事をもって充てる。
 - 3 各専門部会に属する部員は、その部会の部会長が学会の会員の中から指名し、委員会の委員長が委嘱する。
 - 4 各専門部会の部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長がその部会の部員の中から指名した代理者がその職務を行う。
 - 5 各専門部会の部会長及び部員の任期は、2年とし、欠員が生じた場合の補欠の部員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
 - 6 部会の審議事項を委員会に答申し、最終決定は委員会で行う。

(専門部会の会議)

- 第10条 各専門部会は、年1回開催する。ただし、各専門部会長が必要と認めた場合には、臨時に開催することができる。
- 2 各専門部会は、その部会長が主宰する。
 - 3 各専門部会は、部員の半数以上の出席がなければ議事を審議することができない。ただし、やむをえない事由で専門部会に出席できない場合は、その専門部会の他の部員に委任状を提出し審議を委任することができる。委任状提出者は、議決に関して出席者として取り扱われ、その議決権は、委任された部員が代わりに執行する。
 - 4 各専門部会の議事は、出席者の過半数の同意をもって議決される。
 - 5 各専門部会で議決された事項は、委員会の承認を得なければならない。
 - 6 各専門部会の部会長は、議事要旨を作成し、これを5年間保管しなければならない。
 - 7 議事要旨の公開について学会の会員から要請があった場合は、原則として応じなければならない。ただし、個人情報にかかわる部分は、非公開とすることができる。

(資格審査部会の業務)

第 11 条 資格審査部会は、認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者の認定資格審査を行う。

2 資格審査部会は、認定 HLA 検査技術者認定制度指定施設の被指定資格審査を行う。

(教育部会の業務)

第 12 条 教育部会は、認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者の認定試験受験及び認定更新に必要な履修課程を作成する。

2 教育部会は、認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者の認定試験受験及び認定更新に必要な講習会を企画する。

3 教育部会は、認定 HLA 検査技術者の認定試験受験に必要な実技研修会を企画する。

(試験問題検討部会の業務)

第 13 条 試験問題検討部会は、認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定を行うために必要な認定試験問題の作成を行う。

2 試験問題検討部会は、認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定試験の採点を行い、合否案を作成する。

(経費)

第 14 条 本委員会の経費は、認定試験受験料、認定更新申請料、各種手数料、補助金、寄付金、その他で支弁する。

(会計年度)

第 15 条 本委員会の会計年度は 4 月 1 日より、翌年 3 月 31 日とする。

(会計監査)

第 16 条 収支決算は、学会の監事の監査を受けた後、学会の理事会、評議員会並びに総会の承認を得なければならない。

(細則の変更)

第 17 条 この細則の変更は、委員会及び学会の理事会並びに評議員会の議決を経たのち、総会の承認を得なければならない。

(雑則)

第 18 条 この細則の実施に関し必要な事項は、委員会の議決を経たのち、学会の理事会及び評議員会の承認を得て別に定める。

附 則

この細則は、平成 13 年 11 月 2 日から施行する。